

令和元年秋季 福島市議会 議会報告会・意見交換会



次 第

- 1 あいさつ
- 2 第1部 議会報告会
 - ・議会の活動状況報告
 - ・各常任委員会、決算特別委員会各分科会及び特別委員会の活動状況
- 3 第2部 意見交換会
 - ・出席議員及び参加者による意見交換

ご来場の皆様へのお願い

- 1 会場の写真撮影
 - ・市議会だよりや市議会ホームページに、ご参加の皆様が写った写真を使用する場合がありますので、ご了承ください。
- 2 ご質問
 - ・第1部の議会報告会に関するご質問は、第2部の意見交換会の時間にて承ります。
 - ・なるべく多くの皆様にご発言いただくため、発言の際は1回に1項目ずつ、1分程度にまとめてお話いただきますようお願いいたします。

目 次

令和元年6月市議会定例会議 提出議案	P 1～6
令和元8月8日市議会緊急会議 提出議案	P 6
令和元年9月市議会定例会議 提出議案	P 6～11

【別冊資料】

- ・福島市議会の概要
- ・ふくしま市議会だより

【令和元年8月1日発行 199号・令和元年11月1日発行 201号抜粋】

令和元年6月から令和元年9月までの議会日程

令和元年6月定例会議の日程

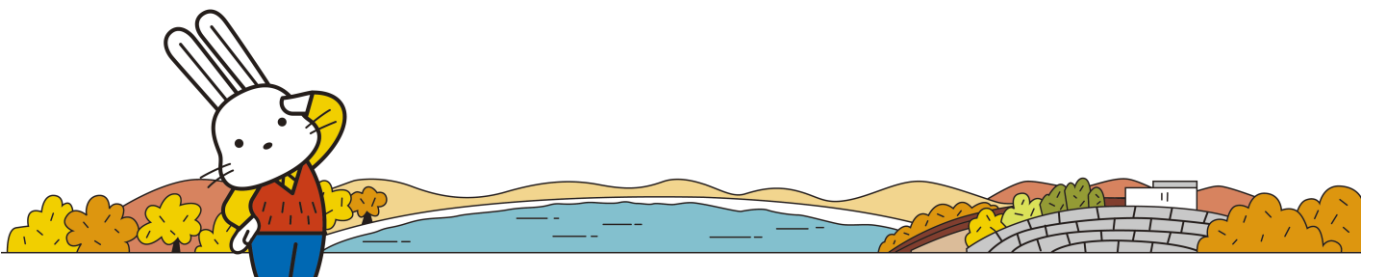
5月31日(金) 本会議
6月6日(木) 本会議
6月7日(金) 本会議
6月10日(月) 本会議
6月11日(火) 常任委員会
6月12日(水) 常任委員会
6月14日(金) 本会議

令和元年8月8日緊急会議

8月8日(木) 本会議

令和元年9月定例会議の日程

9月2日(月) 本会議
9月6日(金) 本会議
9月9日(月) 本会議
9月10日(火) 本会議
9月11日(水) 本会議
決算特別委員会(全体会)
9月12日(木) 常任委員会
9月13日(金) 常任委員会
9月17日(火)
決算特別委員会(分科会)
9月18日(水)
決算特別委員会(分科会)
9月19日(木)
決算特別委員会(全体会・分科会)
9月24日(火) 本会議



令和元年秋季 福島市議会

議会報告会・意見交換会 班体制



11/12
(火)

午後1時30分
▼
午後3時00分

会場：西支所 2階大会議室（福島市上名倉字妻下4-2）

3班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



萩原 太郎
文教福祉
新庁舎西棟



鈴木 正実
総務
オリパラ
新庁舎西棟



山田 裕
文教福祉



高木 直人
経済民生



石原 洋三郎
建設水道



羽田 房男
総務
新庁舎西棟



小松 良行
経済民生
オリパラ
新庁舎西棟



真田 広志
建設水道
新庁舎西棟

11/13
(水)

午後6時30分
▼
午後8時00分

会場：北信学習センター 2階講義室（福島市鎌田字中江1）

1班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



白川 敏明
総務



根本 雅昭
建設水道
オリパラ



斎藤 正臣
文教福祉



川又 康彦
経済民生



二階堂 利枝
文教福祉
新庁舎西棟



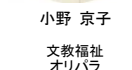
阿部 亨
経済民生
新庁舎西棟



小熊 省三
建設水道



高木 克尚
総務
オリパラ
新庁舎西棟



小野 京子
文教福祉
オリパラ

11/14
(木)

午後6時30分
▼
午後8時00分

会場：もちずい学習センター 2階ホール（福島市岡部字高畑4-6）

2班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



二階堂 武文
経済民生
オリパラ



沢井 和宏
文教福祉
オリパラ



石山 波恵
経済民生



後藤 善次
総務
新庁舎西棟



村山 国子
総務
オリパラ
新庁舎西棟



粕谷 悦功
文教福祉



黒沢 仁
建設水道



渡辺 敏彦
建設水道
オリパラ

11/15
(金)

午後6時00分
▼
午後7時30分

会場：杉妻支所 2階会議室（福島市伏拝字台田1-1）

4班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



梅津 一匡
建設水道



佐々木 優
経済民生



丹治 誠
建設水道



佐原 真紀
文教福祉
新庁舎西棟



大平 洋人
総務



尾形 武
総務
オリパラ



山岸 清
経済民生
オリパラ



半沢 正典
文教福祉



穴戸 一照
総務

◎委員会の名称

【常任委員会】

総務：総務常任委員会、経済：経済民生常任委員会、建設：建設水道常任委員会、文教：文教福祉常任委員会

【特別委員会】

オリパラ：東京2020オリンピック・パラリンピック調査特別委員会（平成29年12月～令和元年5月）

新庁舎西棟：新庁舎西棟建設調査特別委員会（令和元年9月～）

令和元年6月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（令和元年5月31日提出）

1	議案第56号	令和元年度福島市一般会計補正予算
2	議案第57号	令和元年度福島市下水道事業会計補正予算
3	議案第58号	令和元年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
4	議案第59号	令和元年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算
5	議案第60号	令和元年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
6	議案第61号	特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改定を行う。 【改正内容】 (1)報酬単価 ①選挙長 10,600円 → 10,800円 ②(当日)投票所の投票管理者 12,600円 → 12,800円 ③期日前投票所の投票管理者 11,100円 → 11,300円 ④開票管理者 10,600円 → 10,800円 ⑤(当日)投票所の投票立会人 10,700円 → 10,900円 ⑥期日前投票所の投票立会人 9,500円 → 9,600円 ⑦開票・選挙立会人 8,800円 → 8,900円 (令和元年7月1日から施行)
7	議案第62号	福島市税条例等の一部を改正する条例制定の件 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)住宅借入金等特別税額控除の見直し【個人市民税】 ・令和元年10月1日から2年12月31日まで入居分の控除期間を10年から13年に延長 (公布の日から施行) (2)非課税措置の範囲を拡大【個人市民税】 ・前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を対象に追加 (令和3年1月1日から施行) (3)環境性能割の臨時的軽減【軽自動車税】 ・令和元年10月1日から2年9月30日までに取得される税率1%以上の自家用乗用軽自動車の環境性能割を1%分軽減 (令和元年10月1日から施行) (4)グリーン化特例(軽課)の適用期間の延長【軽自動車税】 ①内容を据え置いたうえで、令和3年度課税分まで適用期間を2年間延長 (令和元年10月1日から施行) ②電気自動車、天然ガス自動車を対象に、令和5年度課税分まで適用期間をさらに2年間延長 (令和3年4月1日から施行) (5)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入【固定資産税】 ①計画の認定を受けた事業者が、医療施設等の誘導施設とともに整備した公共施設及び都市利便施設に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設 ・課税標準を最初の5年間に限り4/5とする。 (公布の日から施行)
8	議案第63号	福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)用途規制の適用除外に係る特例許可に関して、公開による意見の聴取及び建築審査会の同意が不要になったことに伴い、当該規定の許可申請手数料を改正(②については公開による意見の聴取が必要) ①特例許可を受けて建築したものの増築、改築等について特例許可を行う場合 ・1件につき 120,000円

		<p>②住居環境の悪化を防止する措置が講じられているものの建築について特例許可を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件につき 140,000円 <p>(2)壁面線の指定箇所における建蔽率の限度の緩和に関する許可規定の創設に伴い、許可申請手数料を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件につき 33,000円 <p>(3)既存建築物の用途変更を伴う2以上の工事を行う場合、既存不適格部分を基準に適合させるための改修を2以上の工事に分けて行うことができる規定の創設に伴い、認定申請手数料を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件につき 用途変更部分の床面積合計の1/2の広さに応じた額 8,000円 から 647,000円 までの9区分 <p>(4)既存建築物を用途変更し、1年以内の期間を定めて一時的に興行場等として使用することに関する許可規定の創設に伴い、許可申請手数料を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件につき 使用する期間が3月以内のもの1月につき20,000円 3月を超えるもの 120,000円 <p>(5)既存建築物を用途変更し、1年を超えて一時的に使用する国際的な規模の会議等を行う興行場等として使用することに関する許可規定の創設に伴い、許可申請手数料を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件につき 170,000円 <p>(建築基準法の一部を改正する法律第2条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)</p> <p>9 議案第 64 号 福島市十六沼公園サッカー場条例の一部を改正する条例制定の件 天然芝コート等の整備に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)クレーコートの使用料を削除し、天然芝コートの使用料を追加 (2)使用料</p> <table border="1" data-bbox="475 1102 1369 1243"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天然芝コート</td> <td>1面</td> <td>1時間</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>2分の1面</td> <td>1時間</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)</p> <p>10 議案第 65 号 福島市土湯地区温泉施設設置条例の一部を改正する条例制定の件 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について条例に規定 (公布の日から施行)</p> <p>11 議案第 66 号 福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件 利用者操作端末機使用による証明書等交付サービスの開始に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・印鑑登録証明書の交付要件に利用者操作端末機による申請を追加 (令和元年8月1日から施行)</p> <p>12 議案第 67 号 福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件 児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 ・各指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を規定</p>	区分	使用単位	使用料		天然芝コート	1面	1時間	4,000円	2分の1面	1時間	2,000円
区分	使用単位	使用料											
天然芝コート	1面	1時間	4,000円										
	2分の1面	1時間	2,000円										

事業名	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準
児童発達支援	-障がい児者に対する児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(1人以上は常勤) 障がい児10人以下:2人以上 障がい児10人以上:2人+5人までごとに1人以上 -児童発達支援管理責任者1人以上	訓練に必要な機械器具を備えた指導訓練室のほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。	利用定員:10人以上 事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
医療型児童発達支援	-診療所従業者:医療法規定による。 -児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士又は作業療法士、児童発達支援管理責任者:各1人以上。	医療法に規定する診療所として必要とされる設備の他、指導訓練室、屋外訓練場、相談室等を有すること。	利用定員:10人以上 事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
放課後等デイサービス	-障がい児者に対する児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(1人以上は常勤) 障がい児10人以下:2人以上 障がい児10人以上:2人+5人までごとに1人以上 -児童発達支援管理責任者1人以上 -児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は常勤で、半数以上は児童指導員又は保育士	訓練に必要な機械器具を備えた指導訓練室のほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。	利用定員:10人以上 事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
居宅訪問型児童発達支援	-訪問支援員の人数基準 訪問支援を行うために必要な数、児童発達支援管理責任者は1人以上。 -訪問支援員の資格、経験等 理学療法士、言語療法士等の資格を取得後又は児童指導員等として配置後下記の上記の業歴のいずれかに3年以上従事した者でなければならない。 -障がい児について、入浴その他の介護を行い、介護を行う者に対して指導を行う業務 -日常生活における基本的な動作の指導その他の支援を行い、当該障がい児の訓練等を行う者に対して指導を行う業務 -その他職業訓練又は職業教育に係る業務	事業運営に必要な広さの専用区画の他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
保育所等訪問支援	-訪問支援員の人数は、訪問支援を行うために必要な数 -児童発達支援管理責任者は1人以上	必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。	事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
多機能型事業所	-従業者の員数の特例 一定の条件のもと、事業所ごとに配置される従業者間の兼務可能 -常勤の従業者の員数の特例 一定の条件のもと、各指定障害児通所支援事業所ごとに置ける常勤の従業者の員数に關わらず、1人以上とすることができる。	特例として、各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。	-利用定員に関する特例 指定通所支援の事業のみを行う場合、利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 -要件を満たす事業所の利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができる。

(令和元年10月1日から施行)

13 議案第 68 号

福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の連携先施設の基準を緩和
- (2)保育所型事業所内保育事業における卒園後の受け皿の提供に関する基準の緩和
- (3)連携施設の確保に関する経過措置期間の延長

(公布の日から施行)

14 議案第 69 号

福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・放課後児童支援員の資格要件に、指定都市の長が行う研修を修了した者を追加

(公布の日から施行)

15 議案第 70 号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)課税限度額の引き上げ 93万円 → 96万円
 - (2)国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更
- ・低額の所得層の課税を軽減

(公布の日から施行)

16	議案第 71 号	<p>東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)対象期間の延長 平成22年度から平成30年度まで → 令和元年度まで</p> <p>(2)減免対象及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者 <p>平成31年4月分～令和2年3月分までの1年分減免</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>																								
17	議案第 72 号	<p>福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th colspan="2">割合</th> <th colspan="2">保険料年額</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0.450</td> <td>0.375</td> <td>32,900円</td> <td>27,500円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0.750</td> <td>0.625</td> <td>54,900円</td> <td>45,800円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0.750</td> <td>0.725</td> <td>54,900円</td> <td>53,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>	段階	割合		保険料年額		変更前	変更後	変更前	変更後	1	0.450	0.375	32,900円	27,500円	2	0.750	0.625	54,900円	45,800円	3	0.750	0.725	54,900円	53,100円
段階	割合			保険料年額																						
	変更前	変更後	変更前	変更後																						
1	0.450	0.375	32,900円	27,500円																						
2	0.750	0.625	54,900円	45,800円																						
3	0.750	0.725	54,900円	53,100円																						
18	議案第 73 号	<p>東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)対象期間の延長 平成22年度から平成30年度まで → 令和元年度まで</p> <p>(2)減免対象及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者 <p>平成31年4月分～令和2年3月分までの1年分減免</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>																								
19	議案第 74 号	<p>福島市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>消防法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)共同住宅の一部を利用して民泊事業を行う際、特定小規模施設自動火災報知設備を設置する場合に住宅用火災警報器等の設置が免除となる規定を追加</p> <p>(2)火災予防上必要な建築物等と対象火気設備等及び対象火気器具等との適正な離隔距離を定めるため別表を改正</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>																								
20	議案第 75 号	<p>市道路線の認定及び廃止の件</p> <p>一般公共の用に供するため7路線を認定するとともに、6路線を廃止する。</p>																								
21	議案第 76 号	<p>工事請負契約の件(十六沼公園人工芝サッカー場整備工事)</p> <p>十六沼公園人工芝サッカー場整備工事について、請負契約を締結する。</p>																								
22	議案第 77 号	<p>工事請負契約の件(福島市新斎場整備事業2期造成工事)</p> <p>福島市新斎場整備事業 2期造成工事について、請負契約を締結する。</p>																								
23	議案第 78 号	<p>工事請負契約の件(福島市一般廃棄物新最終処分場浸出水処理施設建設工事)</p> <p>福島市一般廃棄物新最終処分場浸出水処理施設建設工事について、請負契約を締結する。</p>																								
24	議案第 79 号	<p>工事請負契約の件(渡利学習センター建築工事(建築本体))</p> <p>渡利学習センター建築工事(建築本体)について、請負契約を締結する。</p>																								
25	議案第 80 号	<p>財産取得の件(消防ポンプ自動車)</p> <p>福島南消防署杉妻出張所の消防ポンプ自動車を1台更新する。</p>																								

26	議案第 81 号	財産取得の件(化学消防ポンプ自動車) 福島南消防署信夫分署の化学消防ポンプ自動車を1台更新する。
27	議案第 82 号	財産取得の件(消防救急デジタル無線システム) 消防救急デジタル無線システムを更新する。
28	報告第 3 号	福島市一般会計予算の継続費繰越しの件
29	報告第 4 号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件
30	報告第 5 号	福島市一般会計予算の事故繰越しの件
31	報告第 6 号	福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件
32	報告第 7 号	福島市水道事業会計予算の繰越しの件
33	報告第 8 号	福島市下水道事業会計予算の繰越しの件
34	報告第 9 号	福島市土地区画整理事業費特別会計予算の繰越明許費繰越しの件
35	報告第 10 号	福島市工業団地整備事業費特別会計予算の継続費繰越しの件
36	報告第 11 号	福島市工業団地整備事業費特別会計予算の繰越明許費繰越しの件
37	報告第 12 号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
38	報告第 13 号	専決処分報告の件

令和元年 6 月市議会定例会議提出議案（市長提出議案、追加分）

（令和元年 6 月 1 4 日提出）

1	議案第 83 号	財産区管理委員選任の件(飯坂町財産区)
2	議案第 84 号	財産区管理委員選任の件(青木財産区)
3	議案第 85 号	人権擁護委員候補者推薦の件

令和元年 6 月市議会定例会議提出議案（議会提出議案）

（令和元年 6 月 1 4 日提出）

1	議案第 86 号	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の感動を復興への歩みを加速させる力に変えることを求める意見書</p> <p>国は2020年の東京オリンピック・パラリンピックを復興五輪として位置づけ、世界の注目が日本に集まるこの機会を最大限に生かし、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取り組みを進めるとしており、本市においても様々な取り組みが行われている。</p> <p>また、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の発災以降、世界中からの支援と励ましを受け復興に向けて歩んできた本市をはじめとする被災地は、これまで世界中から受けた支援や励ましに応えるため、感謝の気持ちと復興に歩む元氣な姿を伝えてきたところである。</p> <p>しかし、いまだに福島県産食品の輸入規制をとる国がある事が示すように、世界から見たFukushimaの姿は東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故のイメージが強く残るなど、正確な理解を得られていないのが現状であり、復興へ歩みを進める上で大きな影を落としている。そのような現状を打開し、いまだ道半ばである復興をさらに加速させていくためには、外交を司る政府が被災地の情報をより積極的に発信し、各国の反応を収集することにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機にFukushimaの現状が正確に理解され、共感されたことを市民一人一人が実感することこそがさらなる復興への歩みの大きな後押しとなる。</p> <p>よって、政府においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の感動を復興への歩みを加速させる力に変えるため、次の事項について強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連し、あらゆる機会をとらえて東日本大震災時における被災地の感謝の気持ちを表す取り組みと現在の元氣な姿を世界に発信すること 2 東日本大震災の被災地の取り組みと感謝の気持ちが、世界各国にどのような反応をもって受け入れられたのか市民に伝わるような施策を講じること
---	----------	--

2	議案第 87 号	<p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書</p> <p>東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。</p> <p>この交付金事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されており、被災した子供たちにとって学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。</p> <p>福島県では、平成30年4月時点で1万7千人以上の子供たちが福島県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、学校現場からも事業の継続が強く望まれている。</p> <p>しかし、事業に係る予算措置は単年度ごとのため、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることが危惧される。</p> <p>そのようななか、復興庁は、平成30年12月18日に、復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理を公表し、また、政府は、平成31年3月8日に、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更についてを閣議決定し、復興・創生期間後における復興の基本的方向性のなかで、被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境を確保することを示した。</p> <p>福島の復興・再生に向けた動きは本格的に始まっているが、これからも被災児童生徒就学支援等事業の継続による就学支援はなくてはならない。</p> <p>よって、政府においては、復興の基本方針に基づき、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を引き続き保障するため、令和2年度及び復興・創生期間後においても全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業を継続し、十分な就学支援に必要な予算を確保するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>
---	----------	---

令和元年 8 月市議会緊急会議提出議案（市長提出議案）

（令和元年 8 月 8 日提出）

1	議案第 88 号	監査委員選任の件
---	----------	----------

令和元年 9 月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（令和元年 9 月 2 日提出）

1	議案第 89 号	令和元年度福島市一般会計補正予算
2	議案第 90 号	令和元年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
3	議案第 91 号	平成30年度福島市各会計歳入歳出決算認定の件
4	議案第 92 号	平成30年度福島市水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
5	議案第 93 号	平成30年度福島市下水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
6	議案第 94 号	平成30年度福島市農業集落排水事業会計決算認定の件
7	議案第 95 号	<p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>①子育てのための施設等利用給付について、支給認定の際に地方税関係情報を取得するための改正</p>

8	議案第 96 号	<p>②無償化に伴い、個人番号利用事務から私立幼稚園就園奨励費補助事業に関する事務を除くための改正</p> <p>(2)福島市立幼稚園の授業料に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例中で使用する用語を修正するための改正 <p>(3)福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業等における連携施設の確保義務及び食事の提供に要する費用の取扱いに関する規定等を変更するための改正 <p>(4)福島市保育所条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例中で使用する用語を修正するための改正 <p>(5)福島市立認定こども園条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例中で使用する用語を修正するための改正 <p>(令和元年10月1日から施行。ただし(1)の②は令和2年4月1日から施行)</p> <p>福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例制定の件</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定めるため、条例を設ける。</p> <p>【条例の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の対象となる認可外保育施設の職員及び設備等に関する基準を規定 <table border="1" data-bbox="434 992 1455 1668"> <thead> <tr> <th colspan="2">認可外保育施設(1日に6人以上を保育)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="434 1025 802 1332">職員に関する基準</td> <td data-bbox="802 1025 1455 1332"> <p>○配置基準(児童:保育従事者)</p> <table border="1" data-bbox="847 1059 1284 1198"> <tr> <td>乳児(満1歳未満)</td> <td>3:1</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>20:1</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>保育従事者2人を下回らないこと</p> <p>○職員 保育従事者の3分の1以上が保育士、看護師又は准看護師</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1332 802 1485">設備に関する基準</td> <td data-bbox="802 1332 1455 1485"> <p>○面積 保育室(全年齢) 1.65㎡以上/人 ※乳児の保育を行う場所は区画する。</p> <p>○設備 調理室、便所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1485 802 1668">児童の処遇に関する基準</td> <td data-bbox="802 1485 1455 1668"> <p>○保育の内容 保育所保育指針を理解する機会の確保</p> <p>○給食 弁当持参、市販弁当可</p> <p>○保護者との連絡 緊急時における連絡体制の整備</p> </td> </tr> </tbody> </table>	認可外保育施設(1日に6人以上を保育)		職員に関する基準	<p>○配置基準(児童:保育従事者)</p> <table border="1" data-bbox="847 1059 1284 1198"> <tr> <td>乳児(満1歳未満)</td> <td>3:1</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>20:1</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>保育従事者2人を下回らないこと</p> <p>○職員 保育従事者の3分の1以上が保育士、看護師又は准看護師</p>	乳児(満1歳未満)	3:1	満1歳以上満3歳未満	6:1	満3歳以上満4歳未満	20:1	満4歳以上	30:1	設備に関する基準	<p>○面積 保育室(全年齢) 1.65㎡以上/人 ※乳児の保育を行う場所は区画する。</p> <p>○設備 調理室、便所</p>	児童の処遇に関する基準	<p>○保育の内容 保育所保育指針を理解する機会の確保</p> <p>○給食 弁当持参、市販弁当可</p> <p>○保護者との連絡 緊急時における連絡体制の整備</p>
認可外保育施設(1日に6人以上を保育)																		
職員に関する基準	<p>○配置基準(児童:保育従事者)</p> <table border="1" data-bbox="847 1059 1284 1198"> <tr> <td>乳児(満1歳未満)</td> <td>3:1</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>20:1</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>保育従事者2人を下回らないこと</p> <p>○職員 保育従事者の3分の1以上が保育士、看護師又は准看護師</p>	乳児(満1歳未満)	3:1	満1歳以上満3歳未満	6:1	満3歳以上満4歳未満	20:1	満4歳以上	30:1									
乳児(満1歳未満)	3:1																	
満1歳以上満3歳未満	6:1																	
満3歳以上満4歳未満	20:1																	
満4歳以上	30:1																	
設備に関する基準	<p>○面積 保育室(全年齢) 1.65㎡以上/人 ※乳児の保育を行う場所は区画する。</p> <p>○設備 調理室、便所</p>																	
児童の処遇に関する基準	<p>○保育の内容 保育所保育指針を理解する機会の確保</p> <p>○給食 弁当持参、市販弁当可</p> <p>○保護者との連絡 緊急時における連絡体制の整備</p>																	
9	議案第 97 号	<p>(令和元年10月1日から施行)</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 福島市交通教育専門員設置条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通教育専門員の任用根拠を変更するための改正 <p>(2) 福島市職員定数条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員を職員定数から除外するための改正 <p>(3) 福島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正 																

		<p>(4) 福島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ・フルタイム会計年度任用職員が人事行政の運営等の状況の公表対象とされたことに伴う改正</p> <p>(5) 福島市職員の分限に関する条例 ・会計年度任用職員の休職期間を定めるための改正</p> <p>(6) 福島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・会計年度任用職員が懲戒処分を受けた場合の減給の効果を定めるための改正</p> <p>(7) 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・会計年度任用職員の勤務時間等について規則において規定するための改正</p> <p>(8) 福島市職員の育児休業等に関する条例 ・会計年度任用職員の育児休業等について規定するための改正</p> <p>(9) 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例 ・要件が厳格化された特別職非常勤職員の報酬等について整理するための改正</p> <p>(10)福島市職員の給与に関する条例 ・会計年度任用職員を対象外とするための改正</p> <p>(11)福島市職員の退職手当に関する条例 ・フルタイム会計年度任用職員に退職手当を支給するための改正</p> <p>(12)福島市職員等の旅費に関する条例 ・会計年度任用職員に旅費を支給するための改正</p> <p>(13)福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 ・水道局企業職員の、会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるための改正</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>10 議案第 98 号 福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1)フルタイム会計年度任用職員の給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当について必要な事項を規定 (2)パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償について必要な事項を規定</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>11 議案第 99 号 福島市語学指導等を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定の件 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【条例の主な内容】 (1)会計年度任用職員制度の導入にあたり、外国語指導助手及び国際交流員の報酬、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を規定 (2)外国語指導助手の連絡調整及び指導、助言を行う「主任外国語指導助手」を創設</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>12 議案第 100 号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 住民基本台帳法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)住民基本台帳法関係 ①本人確認情報の長期かつ確実な保存のため住民票等を削除した後も除票として保存し、除票に記載した事項に関する証明事務を行うため手数料を規定 ・1件につき 300円 (2)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係 ・高効率の省エネ設備を備えた建築物が受けることができる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定が、単棟から連携する複数建築物にも拡大されたため、認定手数料を改正 (3)消防法関係</p>
--	--	---

		<p>①浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満 158万円 → 159万円 ・貯蔵最大数量 50,000kl 以上 100,000kl 未満 194万円 → 195万円 ・貯蔵最大数量 100,000kl 以上 200,000kl 未満 226万円 → 227万円 <p>(1)(公布の日から施行) (2)(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)</p>
13	議案第 101 号	<p>福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件 福島市立土湯小学校の統廃合に伴い、所要の改正を行う。 【改正内容】 ・福島市立土湯小学校を廃校とし、福島市立荒井小学校に統合 (令和2年4月1日から施行)</p>
14	議案第 102 号	<p>福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件 住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、住民票等への旧氏記載を受け印鑑登録証明事務においても旧氏記載の対応を行うため所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・戸籍上の氏が変わった場合においても、旧氏を表す印鑑の登録と旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付が可能となるよう規定 (令和元年11月5日から施行)</p>
15	議案第 103 号	<p>福島市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件 福島市子ども発達支援センターの移転に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)福島市子ども発達支援センターの位置を変更 (2)発達障がい等に関する相談、支援及び普及啓発に関する業務の実施について明確化 (1)(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行) (2)(公布の日から施行)</p>
16	議案第 104 号	<p>福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【改正内容】 ・保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室等を建物の3階以上に設ける場合の要件として、耐火建築物であることを規定 (公布の日から施行)</p>
17	議案第 105 号	<p>福島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)災害援護資金の貸付けを受けた者が償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合、支払を猶予することができる規定を追加 (2)災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定を受けた場合、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる規定を追加 (公布の日から施行)</p>
18	議案第 106 号	<p>福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件 水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【改正内容】 ・法施行令の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正 (令和元年10月1日から施行)</p>
19	議案第 107 号	<p>福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件 信夫ヶ丘球場改修に伴い、温水シャワー設備及び冷暖房設備を新設するため、</p>

		<p>所要の改正を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>(1)温水シャワー及び冷暖房使用料を追加</p> <p>(2)使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">信夫ヶ丘球場</td> <td>温水シャワー</td> <td>1室1時間につき</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房(会議室)</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房(会議室以外)</td> <td>一式1時間につき</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)</p>	施設区分	設備区分	使用料		信夫ヶ丘球場	温水シャワー	1室1時間につき	400円	冷暖房(会議室)	1時間につき	100円	冷暖房(会議室以外)	一式1時間につき	800円
施設区分	設備区分	使用料														
信夫ヶ丘球場	温水シャワー	1室1時間につき	400円													
	冷暖房(会議室)	1時間につき	100円													
	冷暖房(会議室以外)	一式1時間につき	800円													
20	議案第108号	<p>福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>・法施行令の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正</p> <p>(令和元年10月1日から施行)</p>														
21	議案第109号	<p>和解の件</p> <p>市営住宅に係る債務不存在確認請求事件について、福島地方裁判所の和解案に基づき、和解する。</p>														
22	議案第110号	<p>市道路線の認定の件</p> <p>一般公共の用に供するため6路線を認定する。</p>														
23	議案第111号	<p>工事請負契約の件(写真美術館再整備工事(建築本体))</p> <p>写真美術館再整備工事(建築本体)について、請負契約を締結する。</p>														
24	議案第112号	<p>工事請負契約の一部変更の件(福島大笹生IC周辺地区工業団地(仮称)造成工事)</p> <p>工事内容の変更に伴い、契約金額等を変更する。</p>														
25	議案第113号	<p>工事請負契約の一部変更の件(福島市一般廃棄物新最終処分場建設に係る搬入道路新設工事(I期工事))</p> <p>工事内容の変更に伴い、契約金額等を変更する。</p>														
26	議案第114号	<p>財産取得の件(高規格救急自動車(清水救急2))</p> <p>福島消防署清水分署の高規格救急自動車を1台更新する。</p>														
27	議案第115号	<p>財産取得の件(高規格救急自動車(杉妻救急1))</p> <p>福島南消防署杉妻出張所の高規格救急自動車を1台更新する。</p>														
28	報告第15号	福島市一般会計予算の継続費精算の件														
29	報告第16号	平成30年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件														
30	報告第17号	福島市農業・農村振興条例に基づく年次報告の件														
31	報告第18号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく報告の件														
32	報告第19号	福島市中小企業振興基本条例に基づく報告の件														
33	報告第20号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件														
34	報告第21号	専決処分報告の件														

令和元年9月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和元年9月24日提出)

1	議案第116号	教育委員会教育長任命の件
2	議案第117号	監査委員選任の件
3	議案第118号	人権擁護委員候補者推薦の件

令和元年 9 月市議会定例会議提出議案（議員提出議案）

（令和元年 9 月 2 4 日提出）

1	議案第 119 号	<p>家庭教育支援法の制定を求める意見書</p> <p>今日、核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化など、家庭を巡る社会的な変化には著しいものがある。そのため過保護、過干渉、放任など家庭教育力の低下が指摘されるようになり、極めて憂慮すべきところとなっている。更には、厚生労働省の発表によると児童虐待相談件数は毎年増加しており、平成 30 年度には速報値で 159,850 件を数え、一層深刻さを増してきている。</p> <p>若い父親・母親の出産や育児などが、関係の希薄化した社会に置かれ、孤立してしまう状況が増えており、妊娠期から学齢期までの切れ目ない支援を実現するためには、子育て支援や保健などの福祉サービスを一体的に提供する体制の充実がもとより、保護者に対する家庭教育に関する学習機会や情報提供、家庭教育に関する相談体制の整備等家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため家庭教育を支援する法整備が必要である。</p> <p>教育基本法第十条においても「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」とし、また「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。</p> <p>よって、国においては、家庭教育支援法を制定するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。</p>
2	議案第 120 号	<p>地方財政の充実・強化を求める意見書</p> <p>地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、被災地の復興、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。</p> <p>一方、多様な公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズや公的サービスの質向上への対応が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。</p> <p>政府の 2019 年度地方財政計画における一般財源総額は、62 兆 7,072 億円と過去最高水準となったものの、増額分は保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められる。</p> <p>よって政府においては、2020 年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すため、次の事項について対策を講じるよう強く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障、被災地復興、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと 特に、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること 3 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創成事業費」1 兆円については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、引き続き同規模の水準を確保すること 4 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること 同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、自治体規模に配慮した段階補正の強化などの対策を講じると同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存することのないよう対策を講じること <p>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。</p>